

行政の窓

新型コロナウイルス感染症 林業者・木材産業者への金融支援

新型コロナウイルス感染症に係る林業者・木材産業者への金融支援について、日本政策金融公庫や道などの支援制度を一覧にまとめましたので、お知らせいたします。

なお、農林水産省や道経済部のHPにも情報が掲載されておりますので、併せてご活用ください。

	林業者等(※) 向け	木材産業者 向け
融 資	(株)日本政策金融公庫 (農林) ○農林漁業セーフティネット資金 (経営に著しい影響のおそれある者) ・限度額 1,200万円 (特認) 年間経営費の12/12 ・融資期間 15年 (据置3年) 以内 (融資期間は通常10年だが、新型コロナウイルス感染症により経営の維持安定が困難な場合15年) ・実質無利子 (林業施設整備等利子助成事業 最大2%, 借入当初最長10年間) ・無担保	(株)日本政策金融公庫 ○新型コロナウイルス感染症特別貸付制度 ・限度額 中小企業6億円 ※小規模事業者8,000万円 ・融資期間 設備20年・運転15年 (据置5年) 以内 ・基準金利の▲0.9%・当初3年間 ・実質無利子 (新型コロナウイルス感染症特別利子補給事業 借入後当初3年間) ・無担保 ○セーフティネット貸付 (要件緩和) ・限度額 中小企業7.2億円 ※小規模事業者4,800万円 ・融資期間 設備15年・運転8年 (据置3年) 以内 ※常時使用する従業員が20名以下の企業
	電話 0120-154-505, 0120-926-478	電話 0120-154-505, 0120-327-790 他
	※「林業者等」とは、農林漁業者であって、農林漁業に係る所得が総所得 (法人にあっては、当該法人の農林漁業に係る売上高が総売上高) の過半を占めているもの又は粗収益が200万円以上 (法人にあっては1,000万円以上) であるものなどをいう。	北海道 ○北海道中小企業総合振興資金 ・限度額 2億円 ・融資期間 10年 (据置3年) 以内 ・金利 固定1.0-1.2%, 変動1.0% 電話 011-204-5346 (経済部中小企業課) 他 振興局商工労働観光課
保 証	(独)農林漁業信用基金 (林業) ○林業・木材産業災害復旧対策保証 ・保証額 別枠8,000万円 (保証率80%または100%。売上減の率による) ・保証期間 運転資金5年, 設備資金15年 (据置2年) 以内 ・保証料 最大5年分免除 電話 03-3294-5585~86 または 取引金融機関	
		北海道信用保証協会 ○セーフティネット保証 (4, 5号), 危機関連保証 ・保証額別枠2.8億円 (保証率80-100%) ・素材, 製材, 単板, チップ, 合板などの製造・卸が対象。 電話 011-241-5554

(水産林務部林務局林業木材課林業金融係)